

議案第170号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「		「
	3,500円	3,300円
	5,400円	5,100円
	7,300円	6,900円
	3,100円	3,000円
	5,000円	4,800円
	6,900円	6,500円
」		」

に、

「		「
	6,300円	5,900円
	2,600円	2,500円
	130円	120円
	190円	180円
	280円	270円
	380円	360円
	560円	530円
	750円	710円
」		」

1,300円	
1,900円	
3,800円	
1,900円	
940円	630円
4,200円	2,800円

1,200円	
1,800円	
3,600円	
1,800円	
980円	660円
4,000円	2,600円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪市下水道条例別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 占用許可期間が1年以内の占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

下水道の敷地の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市下水道条例 (抄)

別表第 3 (第20条関係)

占用物件			単位	占用料	
				等級	
				1 等	2 等
第 1 種電柱並びにその支柱及び支線柱			省 略	3,500円	<u>3,300円</u>
第 2 種電柱並びにその支柱及び支線柱				5,400円	<u>5,100円</u>
第 3 種電柱並びにその支柱及び支線柱				7,300円	<u>6,900円</u>
第 1 種電話柱並びにその支柱及び支線柱				3,100円	<u>3,000円</u>
第 2 種電話柱並びにその支柱及び支線柱				5,000円	<u>4,800円</u>
第 3 種電話柱並びにその支柱及び支線柱				6,900円	<u>6,500円</u>
省 略			省 略	省 略	省 略
公衆電話所			省 略	6,300円	<u>5,900円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱				2,600円	<u>2,500円</u>
電らん 及び埋 設管類	管路	外径が0.07メートル未満のもの	省 略	130円	<u>120円</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		190円	<u>180円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		280円	<u>270円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		380円	<u>360円</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>560円</u> <u>530円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>750円</u> <u>710円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>1,300円</u> <u>1,200円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,900円</u> <u>1,800円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>3,800円</u> <u>3,600円</u>
	その他のもの	省	略	<u>1,900円</u> <u>1,800円</u>
通路、板囲その他これらに類するもの	工事用	省	略	<u>940円</u> <u>980円</u> <u>630円</u> <u>660円</u>
	その他のもの	省	略	<u>4,200円</u> <u>4,000円</u> <u>2,800円</u> <u>2,600円</u>
省		略		省
				略

備考 省 略